

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第40号

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

墨田区学童クラブ条例（平成11年墨田区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（利用資格）

第3条 学童クラブを利用することができる児童は、区内の小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校をいう。以下同じ。）に在籍している児童又は区外の小学校に在籍している区内に住所を有する児童であって、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができないものとする。ただし、小学校の第4学年から第6学年までに在籍している児童にあつては、区長が特に必要があると認める場合に限り、学童クラブを利用することができる。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。